

広島県告示第千三百四十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定によって、漁港区域に接する海岸保全区域のうち、漁港管理者である地方公共団体の長が管理することが適当であると認め、当該地方公共団体の長と協議して定めた区域は、次のとおりである。

令和五年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和五年広島県告示第千二百八十九号で海岸保全区域を指定した地御前漁港海岸のうち、地御前漁港区域に接する区域